

再生事務局提案のモデル定款に対する意見

0 前提

- ・ 説明部分で明記されていないが、提案された定款の記載内容から、発起人が自然人1人の場合であることを前提にしていると窺われるので、以下、これを前提とする（前提が違っているのであれば指摘いただきたい）。

1 総論

- ・ モデル定款を採用し、電子定款かつ発起人の電子署名が付されている場合に公証人による認証を不要とするという提案（以下単に「提案」という。）については、看過することができない弊害が懸念される。
 - ― 第1に、公証人による認証が不要となることによって、成りすましなどによる不正な目的に基づく株式会社の設立が現在よりも容易になる。
 - ― 第2に、会社法が、定款自治を広く認め、きめ細やかに利害関係の調整を図ろうとした趣旨が損なわれる。株式会社の根本規範である定款の意義に照らすと、本来、これから設立しようとする株式会社の定款は、当該株式会社が置かれる個別の事情に即した適切な内容が定められることとなるのが望ましい。しかし、提案は、本来モデル定款を用いることが想定されていなかった者を、あえてモデル定款を用いるように誘導するものに他ならず、定款の認証という本来の手続の代わりに、提案に係るモデル定款のみを用いなければならないとすることは、実質的には、定款自治を制約するものと評価されるべきものである。モデル定款を用いることが義務ではないとしても、このことが定款自治の制約となることに変わりはない。取り分け、提案は、極めて簡素な定款であるモデル定款を用いる場合についてのみ優遇し、その他の場合を実質的に排除するものであるが、その区別の合理性が明らかでない。
 - ― 第3に、提案は、取締役会も設置しない極めて簡素な内容の定款をモデル定款とすることを念頭に置いていることから、発起人にそのような機関設計を採用することを誘導することとなり不相当な影響が生じることが懸念されるし、実態のない株式会社の設立が増加するおそれすらある。
- ・ モデル定款であるかを、誰がどのように判断することを想定しているのかを教示いただきたい。
- ・ モデル定款に自由記述を認めているが、このように自由記述を認める場合には、モデル定款に基づく定款の内容について適法性が担保されるという提案の前提は妥当しない。

2 提案のモデルについて

上記で指摘しているもののほかにも、提案のモデル定款には、例えば以下のような問題があり、モデル定款に基づく定款の内容について適法性が担保されるようにすることや、モデル定款を他の定款よりも優遇する合理性を説明することは困難である。

○商号（第1条関係）

- ・ 銀行、バンクなど他の法令により使用が禁止される用語、公序良俗に反する名称、使用できない符合・文字が記載されるおそれがある。なお、例えば、「バンク」といっても、「株式会社データ・バンク」、「株式会社メディアバンク」は許容されるが、「有限会社バンク」は許容されないと解釈されている。また、公序良俗に反するかどうかは、会社の事業目的との関連を考慮して、個別に判断されることから、定形化することは困難である。
- ・ 認められない記号等が使用されるおそれがある。

○目的（第2条関係）

- ・ プルダウン式とすると、具体的な記載がされなくなり、会社の目的を対外的に公示するという機能が損なわれるおそれがある。
- ・ 自由記述については業法上認められない違法な記載がされるおそれがある。

○公告の方法（第4条関係）

- ・ 電子公告について、やむを得ない場合の代替措置に関する記載をしないもののみを優遇し特別扱いする理由が明らかでない。

○株式の譲渡制限（第7条関係）

- ・ 承認主体が株主総会であるもののみを優遇し特別扱いする理由が明らかでない。
- ・ 一般承継の場合の売渡請求の規定もよく用いられる、規定がない場合のみを優遇し特別扱いする理由が明らかでない。

○手数料（第11条関係）

- ・ 手数料をとらない会社も多いが、手数料をとる場合のみを優遇し特別扱いする理由が明らかでない。